消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）

ＳＴＡＲＴ

NO

基準期間の課税売上高が5,000万円以下か

NO〔課税事業者〕

基準期間の課税売上高が1,000万円以下か

YES

課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が５億円以下か

法人か

NO

YES

NO

YES

YES

NO

簡易課税制度を選択しているか

YES

課税事業者を選択しているか、又は適格請求書発行事業者の登録を受けているか

個人事業者の

事業用資産か

YES

YES

NO

NO

〔家事用資産〕

課税仕入れ等に係る

消費税額を区分する

イ 課税売上げにのみ対応するものか

特定期間の課税売上高又は給与等

支払額総額が1,000万円以下か

NO

YES

仕入控除税額の計算方法は、個別対応方式か

ロ 非課税売上げにのみ対応するものか

YES

〔免税事業者〕

NO

一括比例

配分方式

ハ イ及びロに共通するものか

消費税等相当額の全部を補償

消費税等相当額の補償不要

消費税等相当額の一部を補償

（注）①　消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

　　　②　上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

　　　③　消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

消費税等相当額補償の要否判定フロー

（国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合）

基準期間の課税売上高が1,000万円以下か

基準期間の課税売上高が5,000万円以下か

課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が５億円以下か

YES

NO〔課税事業者〕

NO

NO

NO

YES

・国の特別会計

・地方公共団体の特別会計

・消費税法別表第三に掲げる法人

（公共法人、公益法人等）

・人格のない社団等

YES

NO

YES

課税事業者を選択しているか、又は適格請求書発行事業者の登録を受けているか

YES

簡易課税制度を選択しているか

NO

ＳＴＡＲＴ

イ 課税売上げにのみ対応するものか

課税仕入れ等に係る

消費税額を区分する

特定期間の課税売上高又は給与等支払額総額が1,000万円以下か

仕入控除税額の計算方法は、個別対応方式か

ロ 非課税売上げにのみ対応するものか

YES

YES

〔免税事業者〕

・国の一般会計

・地方公共団体の一般会計

ハ イ及びロに共通するものか

NO

一括比例

配分方式

消費税等相当額の全部を補償

消費税等相当額の補償不要

消費税等相当額の一部を補償

（注）①消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

②上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。

③国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が５％を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。

　　　④　消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。